

食品添加物表示制度に関する検討会開催要領

平成 31 年 4 月 18 日

消費者庁

(令和元年 5 月 17 日一部改定)

第 1 趣旨

食品添加物表示の在り方については、食品表示法の制定過程における「食品表示一元化検討会」において、一元化の機会に検討すべき事項とは別に検討すべき事項と位置付けられ、消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）においては、加工食品の原料原産地表示や遺伝子組換え表示等と共に、個別課題として実態を踏まえた検討を行う事項と整理されている。

そこで、消費者庁において「食品添加物表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、消費者の表示の利活用の実態や、海外における食品添加物の表示制度等も踏まえ、今後の食品添加物表示の在り方について幅広く意見を伺い、検討を行うこととする。

第 2 検討項目

- (1) 今後の食品添加物表示の在り方
- (2) その他

第 3 進め方及びスケジュール

食品添加物表示制度について、事業者による食品添加物に関する情報提供の実態や海外における食品添加物の表示制度等も参考に、事業者の実行可能性を確保しつつ、消費者が求める情報提供を可能とする制度設計の検討を進め、平成 31 年度末を目指に取りまとめを行う。

第 4 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする（別紙）。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第5 運営

- (1) 検討会の庶務は、消費者庁食品表示企画課において処理する。
- (2) 座長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 検討会は原則として公開で行う。
- (4) 検討会の資料は、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長が公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができます。
- (5) 検討会の議事録については、各回終了後、委員の了解を得た上で、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。
- (6) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(別紙)

食品添加物表示制度に関する検討会 委員名簿

	ありた よしこ 有田 芳子	主婦連合会 会長
	いなみ しげゆき 稻見 成之	東京都 福祉保健局健康安全部 食品監視課長
	うえだ よういち 上田 要一	一般社団法人 日本食品添加物協会 専務理事
	うらごう ゆき 浦郷 由季	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事兼事務局長
	おおくま しげる 大熊 茂	一般社団法人 全国スーパー・マーケット協会 事業部教育研修課 調査役
	さかた みよこ 坂田 美陽子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 食の研究会副代表
	さとう きょうこ 佐藤 恭子	国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部長
	たけいし とおる 武石 徹	一般財団法人 食品産業センター 企画調査部 部長
○	なかがき としろう 中垣 俊郎	京都府立医科大学 大学院医学研究科 医療レギュラトリーサイエンス学 教授
◎	にしじま もとひろ 西島 基弘	実践女子大学 名誉教授
	もりた まき 森田 満樹	消費生活コンサルタント

(◎座長、○座長代理、五十音順、敬称略)

※浦郷委員については、5月17日付けで現職となった。